

平成31年度 阿賀野市立安田小学校 いじめ防止基本方針

当校は、「国のいじめ防止基本方針」、「阿賀野市のいじめ防止基本方針」に基づいて、以下の内容を定める。

1 いじめ防止の方針**(1) 方針**

- ① いじめは、教育活動を行う上で必ず起こり得るものと考え、日常の児童の行動を見守りつつ、いつでも支援できる体制を整えておく。
- ② いじめ未然防止の基本は、児童の心が通じ合うコミュニケーション能力を育むことである。そのために、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ③ 児童に集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- ④ 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(2) 具体策

- ① 児童が楽しい学校生活を過ごせるよう、学校、家庭、地域が一体となり、専門家と連携しながら、いじめの未然防止、早期発見、根絶へ向けて取り組む。
- ② 職員研修の充実、学校行事の改善及び関係機関との連携を通じていじめを未然に防ぐように努める。
- ③ インターネットをはじめとする、情報操作によるいじめに対しては関係機関との連携をとりながら臨む。

2 いじめ防止の施策

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

(1) いじめ防止のための取組

- ① 「特別の教科 道徳」授業の充実
- ② 良好な人間関係を育む学級づくりの取組
- ③ 全校ソーシャルスキル教育の取組
- ④ 年間を通じた挨拶の取組、期間を定めた挨拶強調週間の取組

3 学校におけるいじめ防止等に関する対策**(1) いじめの未然防止**

- ① 道徳教育及び体験活動等の充実
 - ・学校教育の全ての教育活動を通じて道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ② 児童の主体的な活動の推進
 - ・児童が主体的に行ういじめの防止に資する活動を推進する。
- ③ 広報・啓発活動
 - ・いじめが児童の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性について啓発活動を行う。

(2) いじめの早期発見

- ① 積極的な認知、変化を見逃さない関係づくり
 - ・ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって早い段階からの的確に関わりをもち、児童が示す変化や危険信号を見逃さない。
- ② 実態把握
 - ・Q-U(2回)、教育相談(2回)を実施し、児童の実態把握に努める。必要ならば適宜アンケートを実施する。
 - ・月毎の生活指導委員会で児童の様子について話す時間を設ける。
 - ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整える。
- ③ 校内相談体制の充実
 - ・スクールカウンセラーを活用するとともに、教職員による定期的な相談活動を行い、校内の教育相談体制の充実を図る。
- ④ 校外相談機関との連携
 - ・市の「青少年育成センター電話相談」や、県の「新潟県いじめ相談メール」「新潟県いじめ相談電話」について広く周知する。

(3) いじめへの早期対応

- ① 対応の基本姿勢
 - ・教職員、児童、保護者、地域住民、その他から情報を収集する。いじめを発見した場合は、その場でその行為を止める
 - ・特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通す。

- ・加害児童に対しては当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
 - ・教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。
 - ② いじめへの発見・通報を受けたときの対応
 - ・学級担任、養護教諭、生活指導担当教員、管理職などで役割を分担し、組織で指導・支援体制を組む。
 - ・速やかに関係児童から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、被害・加害児童の保護者に連絡するとともに、教育委員会に報告する。
 - ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、警察等と相談して対処する。
 - ③ いじめられた児童又はその保護者への支援
 - ・いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教員、家族、地域の人等）と連携し、寄り添い支える体制をつくる。
 - ・事実関係を把握し、家庭訪問により迅速に保護者に事実関係を伝える。
 - ・事実の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童安全を確保する。
 - ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払う。
 - ④ いじめた児童への指導又はその保護者への助言
 - ・いじめた児童には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
 - ・事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるように保護者の協力を求めるとともに保護者に対する継続的な助言を行う。
 - ・複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉の専門家、外部の専門家の協力を得て組織的に対応する。
 - ・いじめをやめさせ、再発を防止するために、必要に応じて適切な懲戒を行う。
 - ⑤ いじめが起きた集団への働きかけ
 - ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつように伝える。
 - ・はやしたてるなど同調した行為はいじめに荷担する行為であることを理解させる。
 - ・学級での話し合いなどを通して、いじめは絶対に許されない行為であることを理解させる。
 - ⑥ 保護者との連携
 - ・保護者と連携するため、つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童（加害、被害の両方）の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の指導方針、連携の仕方等について協議、共有する。
- (4) インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応**
- ① 未然防止
 - ・インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性やトラブルについて、最新の動向を把握し、情報モラル教育を実施するとともに、児童、保護者、地域への啓発活動に努める。
 - ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等の使用に関するマナーや家庭でのルール作りについて保護者に積極的に協力依頼する。
 - ② 早期対応
 - ・インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、事案によっては関係機関と連携して対応していく。
- (5) その他の留意事項**
- ① 組織的な指導体制
 - ・校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立する。「支援委員会」で情報を共有し、組織的に対応する。
 - ② 校内研修の充実
 - ・いじめ等の生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。
 - ③ 家庭や地域との連携
 - ・家庭や地域に対していじめ問題の重要性の認識を広める。
 - ・学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築し、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止める。
 - ④ 学校の評価
 - ・いじめの有無や多寡のみを評価するのではなく、実態把握に努める。
- (6) 留意点**
- ① いじめは学校の内外を通してどんな場面でも行われることを想定して対処する。
 - ② いじめを訴えることができるような環境作りに心掛ける。児童が複数の職員との信頼関係をもてるようにする。
 - ③ いじめの被害者のプライバシーを守り、訴えに当たっては複数の職員で聞き取るようにする。いじめの被害が具体的に分かる聞き取りや必要に応じてアンケートを実施する。

4 支援委員会（いじめ対策委員会）の設置

(1) 目的

いじめ、不登校、発達障害に限らず、特別な教育的ニーズがある児童の支援について関係職員

で協議し、管理職の指導を仰ぐとともに、必要に応じて校外機関と連携協力しながら計画・実行・評価する。

(2) 構成員

- 複数の教職員、心理・福祉等の専門的知識を有する者、その他の関係者で構成する。
- 副主任は、特別支援教育推進員、通級指導教室担当が行うものとする。

日常的な教職員の組織(A)

校長
教頭
教務主任
主任
生活指導主任
生活指導副主任
副主任
特別支援教育推進員
養護教諭
対象児童在籍学級担任
学年主任

Aと心理学の専門家の会議(B)

校長
教頭
教務主任
主任
生活指導主任
生活指導副主任
副主任
特別支援教育推進員
養護教諭
対象児童在籍学級担任
学年主任
相談員

Bと学校関係者の会議(C)

校長
教頭
教務主任
主任
生活指導主任
生活指導副主任
副主任
特別支援教育推進員
養護教諭
対象児童在籍学級担任
学年主任
相談員
学校評議員

(3) 構成員

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・改善（PDCAサイクル）の中核となる。
- いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
- いじめの疑いがあった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有関係のある児童への事実関係の聴取、指導の支援や体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核となる。
- 重大事態に対処するとともに当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資する。また、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

(4) 活動内容

- ① 支援委員会の開催及び職員への報告
 - ・ 定期開催。年間4回開催する。(4月、9月、1月、3月)
 - ・ 随時開催。必要に応じて開催する。窓口は主任
 - ・ 開催が必要な場合、主任→教頭→教務で日時等を決定
 - ・ 主任が職員会議または職員朝会で事前及び事後報告をする。
- ② 教育相談の協力と相談記録の蓄積
 - ・ 学級担任及び学年担任外に必要な場合は主任に連絡（支援委員会メンバーまたはカウンセラー等を紹介）
 - ・ 「教育相談記録用紙」（様式有）に記入し、入学年度ごとのファイルに綴じる。（教務室校長机の前棚）。
- ③ 校外機関との連絡調整
 - ・ 阿賀野市役所、教育委員会、児童相談所等・・・・・・・・・・教頭
 - ・ 阿賀野市こどものことばとこころの相談室及び新潟大学医歯学総合病院・・・副主任
- ④ スクールカウンセラー配置拡充事業の運営
 - ・ 平成31年度から実施。4月県説明会参加後に詳細を提示。
 - ・ 派遣事業の準備、当日の運営、報告書作成等、副主任が行う。

(5) 特別支援教育委員会（主任：渡邊）との連携

- 連携を取り合いながらすすめる。
- 特別支援教育委員会が開く支援チーム会議は関係者で随時行う。ただし、管理職の指導が必要な場合は、支援委員会で行う。

5 いじめへの措置・・・・・・・・情報共有の流れについては、別紙1「いじめの措置 フローチャート」参照

(1) 教育相談体制(支援委員会を中心に活動)

- ① 方針
 - いじめ、不登校、発達障害に限らず、特別な教育的ニーズがある児童の支援について関係職員で協議し、管理職の指導を仰ぐとともに、必要に応じて校外機関と連携協力しながら計画・実行・評価する。
- ② 具体的な取組内容
 - ア 支援委員会の開催及び職員への報告
 - ・ 必要に応じて随時開催する。窓口は主任
 - ・ 開催が必要な場合、主任→教頭→教務で日時等を決定
 - ・ 主任が職員会議または職員朝会で事前及び事後報告をする。
 - イ 教育相談の協力と相談記録の蓄積
 - ・ 学級担任及び学年担任外に必要な場合は主任に連絡

- (支援委員会メンバーまたはカウンセラー等を紹介)
- ・ 別紙「教育相談記録用紙」(様式有)に記入し、入学年度ごとのファイルに綴じる。
- ウ 校外機関との連絡調整
 - ・ 阿賀野市役所、教育委員会、児童相談所等・・・・・・・・・・教頭
 - ・ 阿賀野市こどものことばとこころの相談室・・・・・・・・・・副主任
- エ カウンセラー派遣事業の運営
 - ・ 平成23年度から実施。(年間5回)4月の県説明会参加後に詳細を提示。
 - ・ 派遣事業の準備、当日の運営、報告書作成等、副主任が行う。(2頁参照)

③ 年間計画

- ア Q-U調査の結果を生かしながら教育相談を行う。
- イ いじめと認められるまたはいじめに向かうと思われる事実が認められた場合は、速やかに開く。

(2) 生活指導体制(生活指導委員会を中心に活動)

① 基本方針

仲間づくりを基盤とした、一人一人の「よさ」が輝く学校づくり

② 方針

- ア 人権尊重の考えに立ち、一人一人の児童を大切にし、温かい態度で児童に接し、指導に当たる。
- イ 児童一人一人の「よさ」を積極的に見出し、伸ばしていけるように支援する。
- ウ 学級と授業での指導を重視する。
- エ 全職員の共通理解の下に、一体となって具体的指導に当たる。(ソーシャルスキルの導入、いじめ・不登校、問題行動への早期対応および共通理解)
- オ 児童相互作用による教育力を大切にし、自主的・集団的活動を重視する。
- カ 早期の成果より、徐々に変わりゆく過程を根気強く見守り、育てる指導態度をもつ。
- キ 家庭や地域と協力し、児童の行動や実態について情報交換を行い、事故防止・非行防止に努める。

③ 具体的な取組内容

ア 校内指導

- ・ 生活目標の設定(月毎、学期ごと)と具体的な取組
- ・ 学校生活のきまりの設定と指導
- ・ 生徒指導部会の実施
- ・ 問題行動への対処
- ・ Q-U2回(4月・11月の実施)
- ・ 子どもを語る会(5月情報交換、職員会議毎)
- ・ 生徒指導研修会(問題行動、ソーシャルスキルなど)
- ・ 支援委員会の実施と全職員への共通理解の場の設定
- ・ 各学期初めの挨拶運動 → 職員・児童の計画立案と実施

イ 校外指導

- ・ 地区児童会の実施
- ・ 長期休業中に関する指導
- ・ 登下校に関する安全指導
- ・ 春・秋の街頭指導の計画と職員への協力要請
- ・ 交通安全に関する指導
- ・ 自転車教室の実施

(3) 留意事項

① 方針

いじめに対する措置(いじめ防止対策推進法 第23条)に基づき、いじめを未然に防ぎ、早期発見、早期対応に心掛け、万一、いじめが深刻化した場合には、全力を挙げていじめに立ち向かえるよう、組織の拡充を図る。教職員の一人一人がいじめに立ち向かうとともに、外部の心理カウンセラー、医師、警察等の支援を受けながら、いじめを受けた児童の安全を保障し、保護者へ情報を随時伝えていく。

② 具体的な取組内容

ア いじめ発生

イ 校長、教頭、生活指導主任へ連絡

ウ いじめの事実の確認

エ 阿賀野市教育委員会に連絡 関係機関へ連絡

オ 寄り添える体制で被害者保護

カ 加害者への聞き取り

- ・ 複数の職員による聞き取り 関連情報の掌握(場合によってはアンケートの実施)

キ 被害者の保護者への情報提供

ク 支援委員会の開催 具体的な支援策協議

ケ 被害者の保護 加害者への指導

コ 学級全体への指導

③ 年間を通じた取組計画

月	学校行事	児童会活動	学習活動・行事等	職員研修等	支援委員会 カウンセリング
4月	始業式 入学式	1 迎会		ソーシャルスキル研修	支援委員会 5, 6年 特別支援教育理解指導 Q-U検査①
5月	運動会			校内研修	支援委員会 3, 4年 特別支援教育理解指導
6月	修学旅行 自然教室		6年修学旅行 5年自然教室 2年マリンピア(生活) 3年自然科学館(理科)	インターネット研修	12年 特別支援教育理解指導 カウンセラー来校
7月	終業式		4年都辺田川探検 (総合)		教育相談① カウンセラー来校
8月			6年部活体験	同和教育研修 ソーシャルスキル研修	
9月	始業式		4年新潟県庁(社会) 6年親善陸上参加 (体育・特活)	校内研修	支援委員会
10月	持久走大会 ほたるっこ祭り		4年市音楽祭参加		カウンセラー来校
11月		いじめ見逃し ゼロ集会 未来フォーラム(6年)	3年おいしいもの探検 (総合)		教育相談② カウンセラー来校 Q-U検査②
12月	終業式		6年むすびの里訪問 (総合)	インターネット研修 ソーシャルスキル研修	カウンセラー来校
1月	始業式 書き初め大会 幼稚園1日入学				支援委員会 児童への指導理解
2月		縄とび大会 卒業を祝う週間	1・2年遊びの国へようこそ(生活科)		園への出前授業
3月	終業式 卒業式	卒業を祝う会			支援委員会

※ 定期支援委員会は4回開催。その他、必要に応じて随時開催。

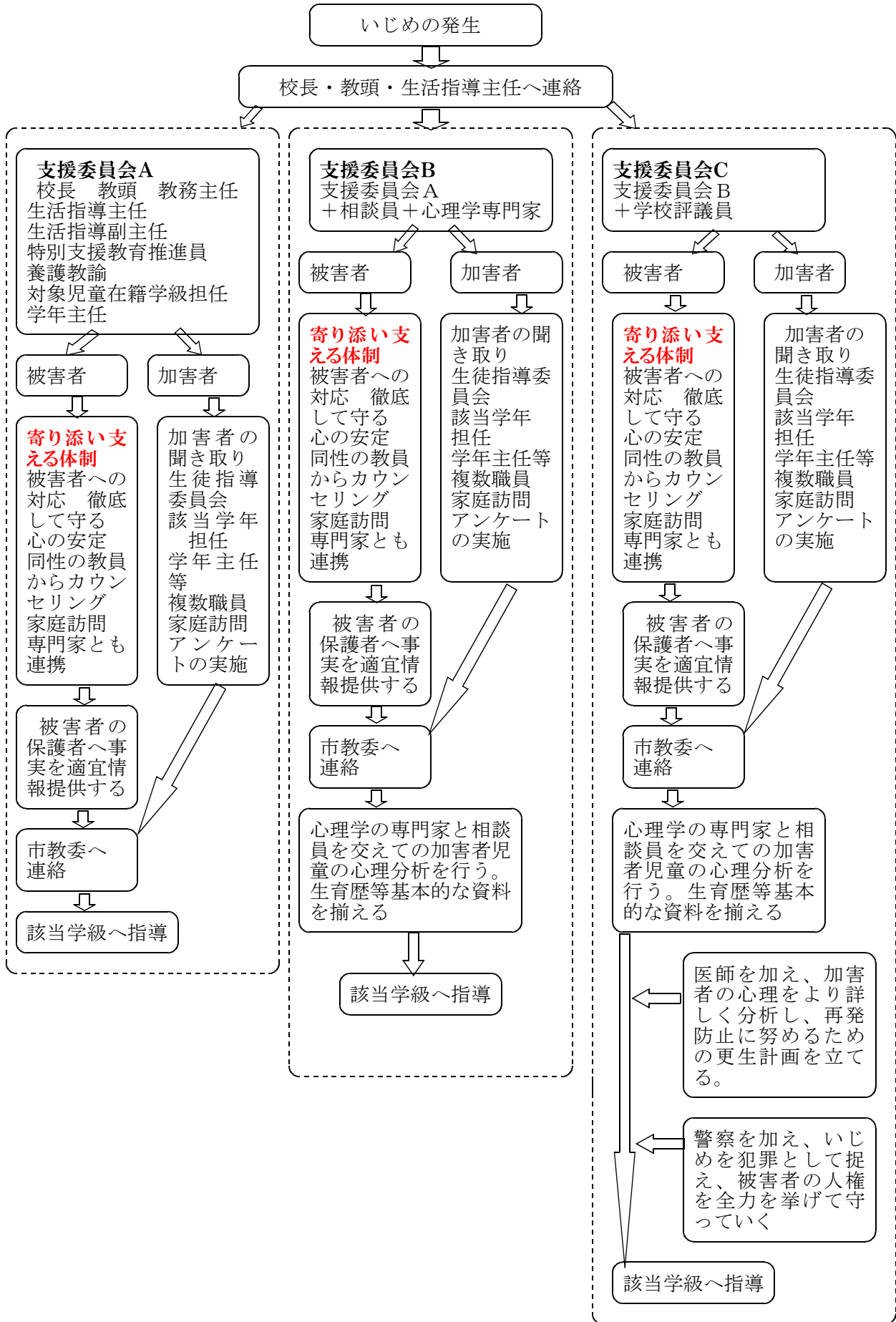
※ 各月生徒指導委員会、職員会議

6 点検・見直し

(1) 方針

- ① 取組内容を明確化し定期的に点検する
- ② より実効性が高い取組を実施するために、この基本方針について生徒指導委員会(「いじめの防止等の対策のための組織」(いじめ防止対策推進法第22条の組織))で点検し、必要に応じて見直す。
- ③ 具体的な取組内容
 - ・ チェックリストを作成・共有して全職員で実施する。(別紙)
 - ・ PDCAサイクルによる評価を行う。
- ④ 年間計画
 - 4月 いじめ防止の基本方針提示
 - 5月～6月 計画の遂行
 - 7月 計画への評価 学年単位で計画の調整
 - 8月 職員研修 再度計画
 - 9月 新たな計画でスタート
 - 10月～11月 計画の実行
 - 12月 計画の再評価(生徒指導委員会)
 - 1月 本年度の反省評価
 - 2月 次年度の計画作成

別紙1 いじめの措置 フローチャート



いじめ発見のためのチェックリスト

教室

- 1 朝、玄関の靴だなの靴が乱雑に入っている。
- 2 掲示物が破れている。机に落書きがある。
- 3 教室のゴミ箱にゴミがあふれている。
- 4 特定の児童だけ机が離れている。

集団

- 5 グループ分けすると、特定の児童だけが残ってしまう。
- 6 班活動をする時、特定のグループが他のグループを寄せ付けない雰囲気がある。
- 7 些細なことで特定の児童を冷やかしたりするグループがある。
- 8 特定の児童に気を遣っている雰囲気がある。
- 9 クラスやグループの中で絶えず周囲の者の顔をうかがっている児童がいる。
- 10 授業中、特定の児童に消しゴム等を投げている。

いじめられている児童

- 11 休み時間は教室に常に一人で座っており、小さな物音に対しても敏感に反応する。
- 12 一人でいることが多い。
- 13 遅刻、欠席、早退が多くなってきている。
- 14 体調不良を訴え、保健室へ行きたがる。
- 15 他の児童からの悪口や攻撃に対して、何もしないで愛想笑いしている。
- 16 いじめアンケートの記述欄に多くの記述をする。
- 17 いじめのアンケートを提出しない。
- 18 教職員の近くに行ったり、話しかけたまま離れようとしない。
- 19 持ち物や机に落書きをされる。
- 20 靴箱の靴(体育館シューズ等)を違う靴箱に入れられたり、隠される。
- 21 持ち物が隠されたり、壊されたりする。
- 22 弁当を無断で食べられたり、捨てられたりする。
- 23 発言すると、声を掛けられたり、からかわれたりする。
- 24 ひとりだけで掃除をしていたり、常にゴミ捨ての当番になっている。
- 25 服に靴跡がついていたり、ボタンが取れていたり、ポケットが破れていたりする。
- 26 手足に傷やあざがある。
- 27 毎日、必要以上のお金を持ってくる。
- 28 スポーツ少年団などを休みがちになり、やめると言い出す。
- 29 他の児童の行動ばかりを気にして、下を向いて視線を合わせず目立たないようにしている。
- 30 ケガをすることが多く、その状況と本人が言う理由が一致しない。

いじめている児童

- 31 教師によって態度を変える。
- 32 教師の指導に大声を出して反抗したり、指導を受けずに帰ってしまう。
- 33 グループで常に行動し、他の児童を威嚇したり、指示したりする。
- 34 特定の児童だけに強い仲間意識を持っている。
- 35 活発に行動するが、他の児童にきついことを言う。